

平成19年度水源林造成事業期中評価委員会における 評価検討について(素案)

林野庁が実施する水源林造成事業期中評価に当たり、評価の客観性の確保、多様な意見の反映、評価手法の向上を図ることなどから、本委員会に期中評価の意見を求めたところである。

今年度は、評価委員会開催前に緑資源機構の官製談合問題により機構組織が廃止される方向が示されるなど、事業実施主体の緑資源機構を取り巻く状況に大きな変化が見られたが、評価事業である水源林造成事業は、機構廃止後も独立行政法人で継続実施される方向であることから、従前どおり期中評価を行うこととして、これまで同様に期中評価委員会を開催することとなったところである。

このため、委員会を2回開催し、水源林造成事業について、現地調査の実施を含め地区別に事業の実施状況等の検討を行い、総合的かつ客観的に評価を行った。

その結果、期中評価の基本的考え方、検討手法を明らかにするとともに、期中評価の実施に当たり、判断材料として用いたデータや期中評価委員会の主な意見を取りまとめた「項目別取りまとめ表」、事業の今後の取扱いについて決定した「期中評価結果」を取りまとめたので報告する。

評価に当たっては、水源林造成事業が50年ないし80年程度の長期間にわたる契約に基づき森林を造成する事業であるという特殊性を十分に勘案したところである。

なお、今年度の評価対象地区は、平成14年度に期中評価を行った箇所であるため、前回と大きな変化がないものとして、植栽木の広葉樹林化や生育不良の分析、地元へのアンケート調査は省略とした。

1 水源林造成事業の基本的考え方

- (1) 公共事業は、絶えず国民のニーズに即し実行される必要性があり、特に、近年にあつては、事業の効率性や透明性の確保が強く求められている。

このため、事業の重点化による早期完成、コストの縮減、費用対効果分析の導入等、事業の効率的、効果的な実行を確保するための努力が行われている。

期中評価システムは、これら一連の公共事業の見直しの一環をなすものである。これは、実行中の事業について社会経済情勢の変化等を踏まえた評価を実施し、その結果、必要な場合は事業の見直しを行うほか、継続が適当と認められない場合は休止または中止とするものであって、公共事業の効率性や透明性を確保する上で極めて重要な作業であり、適

正に行われる必要がある。

- (2) 水源林造成事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が造林費負担者として、造林地所有者及び造林者との間で50年ないし80年程度の分収造林契約を締結し、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業である。

地域の私有林等を取りまく状況は、森林・林業・山村を巡る大きな変化から、大変厳しく、林業生産活動のみを通じて森林を適切に整備・保全することは、ますます難しくなっている。

このため、良質な水、山地災害等に対し安全かつ安心な生活を確保する観点から、水源林造成事業は、水源かん養機能等の公益的機能の発揮に対する要請の高い森林のうち、森林所有者等の自助努力による林業生産活動のみでは適正な整備が進み難い森林について、その適正な整備を図るために重要な手段として位置づけられている。

- (3) 今回の期中評価に当たっては、水源林造成事業が、独立行政法人緑資源機構と造林地所有者、造林者との三者による50年ないし80年程度の契約に基づいて行われるものであるという事業の特殊性を踏まえつつ、上記の認識に基づき、適切な評価を期して次のとおり実施することとする。

ア 造成中の水源林について、森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化から、今後の事業実行の必要性を検討し、

イ 事業実行に当たって、生育状況等の面から見て問題はないかを含め、今後の取り扱い等について検討するなど、

総合的に判断し、最終的な期中評価結果を導き出すこととする。

2 委員会における検討及び評価

- (1) 期中評価は、事業開始から10年以上経過した時点で継続中の事業について5年ごとに実施するものとされており、評価の対象となる事業地の件数が多数にのぼるため、毎年事業地の5分の1ずつを対象として、順次評価を行う方法がとられている。

今回の期中評価の対象となる水源林造成事業の事業地は、昭和37年度、昭和42年度、昭和47年度、昭和52年度、昭和57年度、昭和62年度、平成4年度、平成9年度に契約を結んだ契約件数3,398件、契約面積115,174ha、植栽面積92,916haの森林で、平成14年度に期中評価を行った箇所である。

- (2) 期中評価の単位は、個々の契約地ごとに評価を実施すると膨大なものになるため、林野庁は、前回の評価時と同様に、地域ごと（緑資源機構の出先機関のうち水源林造成事業を担当する6整備局の管轄区域ごと）、上記8契約年度ごとにまとめて、計48地区として評価することとし、

本委員会に意見を求めたものである。

- (3) 期中評価の手法は、「林野公共事業の事業評価実施要領」の中で、
- ア 費用対効果分析の算定の基礎となった要因の変化
 - イ 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他社会経済情勢の変化
 - ウ 事業の進捗状況
 - エ 関連事業の整備状況
 - オ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
 - カ 事業コスト縮減等の可能性
 - キ 代替案の実現可能性（状況の検討の結果、問題があると認められる場合に限る）
- の項目について、総合的かつ客観的に評価し、事業の継続、変更、休止又は中止の方針を決定することとされているが、今年度の評価箇所が5年前に評価を行っていることも考慮し、5年前との状況の変化を中心として、地区ごとに以下のような資料により検討を行った。
- ① 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他社会経済情勢の変化（第1回資料4、第2回資料4）
未立木地の推移、不在村者所有森林の推移、既往の渇水状況及び公私営別造林面積の推移等
 - ② 対象地の概要等（第1回資料4）
整備局別、契約年度別の契約件数、契約規模別面積、樹種別植栽面積等
 - ③ 整備局ごとの各種特徴（第1回資料4）
契約規模別件数の構成比率、樹種別植栽面積の構成比率、所有形態別契約面積の構成比率
 - ④ 費用対効果分析の試行結果（第2回資料5）
さらに、中部整備局管内の期中評価対象地において、委員会による現地調査を実施した。
なお、平成17年度期中評価結果の平成18年度実施の施策への反映状況の確認を行った。（第1回資料5）。
- (4) 以上の検討内容を集約し、地区ごとに「項目別取りまとめ表」に整理するとともに、総合的に判断して「期中評価結果」として取りまとめた。
- 本委員会による検討の結果、前回の期中評価同様、森林・林業情勢、関連公共施設への効果等の公益性からいずれの地区においても事業の必要性は等しく認められたことから、
- ① 植栽木が順当に生育している林分がほとんどを占める地区については、「項目別取りまとめ表」の留意事項を遵守することを条件として「継続」
 - ② 気象害等で広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分が、一定程度以上占める地区については、「一部の林分について事業

の実施方法を見直しの上、継続」とし、それらの林分については、施
業方法を変更する、又は、当分の間必要最小限の保育等にとどめる
とすることとした。